

足立区議会議員 だ だ 太 郎 様

足立区議会議員 3 2 番 おぐら 修 平 印

一 般 質 問 通 告 書

今定例会に下記要旨の一般質問を行いたいのので、会議規則第 5 9 条第 2 項の規定により質問通告書を提出します。

記

行 政 区 分	質 問 の 要 旨
1. 福祉行政	1、生活困窮から区民生活を支える取り組みについて 1、重層的支援体制の整備について 福祉まるごと相談課と高齢者施設、障がい者施設、医療機関、子育て関連施設、法律事務所や困窮者支援団体、子ども支援やシングルマザー支援団体、不動産事業者などで、体験研修・ヒアリングを行い、各関係機関の担当者同士の顔の見える関係を構築して、官民の包括的なネットワークの構築について議会で提案した。 (1)現在の取り組み状況と、成果や課題、今後の更なる取り組みについて決意を伺う。 (2)これらの各関係機関に職員が足を運び、各関係機関に福祉まるごと相談課の相談窓口を見ていただいたり、各関係機関が一堂に集い意見交換するなど、横の連携強化に努めてはどうか。 2、家賃や光熱水費、保険料や税の滞納の早期発見・早期解決、福祉へ繋ぐ仕組みづくりについて 福祉まるごと相談課では、ライフライン事業者等と協定を締結して、滞納から福祉まるごと相談課に繋ぐ仕組みを構築しているが、実績が少ないため、更なる強化が求められる。そこで以下、質問する。 (1)令和6年度にライフライン事業者、都営住宅、区営住宅、不動産事業者、国民健康保険、介護保険、後期高齢医療保険、特別区民税の滞納から福祉まるごと相談課に繋がった事例はそれぞれ何件か。 (2)各関係機関から着実に相談に繋がる仕組みづくりが必要だと思うがどうか。
	9 月 9 日 午前・午後 9 時 3 0 分受付 質問時間 1 3 分

	32番 おぐら 修 平
行 政 区 分	質 問 の 要 旨
	3、雇用・生活・こころと法律の総合相談会の更なる充実について 区では東京芸術センターで「雇用・生活・こころと法律の総合相談会」を実施し、複合的な相談に対してワンストップで様々な専門家が対応していることが特徴で、以前は各拠点地域ごとに相談会を実施していたが、現在は東京芸術センターのみの実施となっている。再度、区内の各拠点地域ごとに相談会を拡充してアクセスしやすい環境整備を強化してはどうか。 4、SNS の更なる活用やネット広告による相談窓口の周知徹底について 困窮者支援団体の相談では、特に若い世代から役所に相談に行くのはハードルが高い、敷居が高いという声が何度も寄せられた。 また、相談に繋がるきっかけとして、X や Google などによるキーワード検索や、YouTube 動画を見て相談に繋がった事例が数多くあり、これらの事例も参考にしながら、いかにして SNS やネット検索を通じて相談に繋がるか、専門家の活用などによる調査研究や、YouTube 動画やショート動画の作成、ネット広告、Instagram や TikTok の活用も検討してはどうか。 5、生活保護の抜本的な制度改革に向けて 生活保護の捕捉率は約 20%以下と先進諸外国と比較して著しく低いことや、資産要件、扶養照会、生活保護に対するネガティブなイメージや生活保護バッシングなど様々なハードルが高く、抜本的な制度の改善が必要と考える。 日本弁護士連合会では、生活保護法を生活保障法へと提言しており、資産要件の緩和や、生活扶助、医療扶助、住宅扶助など必要な部分が速やかに給付される単給制にしたり、生活保護の名称を生活保障にするなど、生活保護制度の抜本的な改善について、超党派の自治体議員で厚生労働省に要望してきた。そこで以下、質問する。 (1)生活保護制度の抜本的な改善について検討会を立ち上げたり、近隣自治体や東京都、国と協議してはどうか。 (2)生活保護は、日本国憲法第25条で、すべての国民が「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」(生存権)を持つことを保障し、国が「社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努める」ことを義務付け、生活を保障するもので、「生活保障(生活保護)」や「生活保障・生活保護」など、区ホームページや SNS で発信したり、生活保護のしおりなど改善してはどうか。

	32番 おぐら 修 平
行政区分	質 問 の 要 旨
	6、物価高の影響、生活保護受給世帯の生活状況の実態調査の実施について 山梨県では、生活基盤の保障という観点から、県民の健康で文化的な最低限度の生活が担保されているか検証するため、本年、生活保護受給世帯69世帯を対象に生活状況の実態調査を実施したところ、1日に1食しか食事していない人が14%、衣類を買えないことが何度もあった人が20%、冷暖房を使用しないことが何度もあった人が20%など、3年前の調査と比較して、非常に厳しい生活状況にあることが明らかになった。 当区でも生活保護受給世帯の年代や世帯構成、属性別の生活実態調査を実施し、物価高などの影響を把握して更なる対策を検討すべきと思うがどうか。 7、居宅保護の原則の徹底と(仮称)「誰でもシェルター」設置について (1)令和6年度の居所のない人の生活保護申請は何件で、その後、無料低額宿泊所、宿所提供施設など施設別の人数、内訳はどうか。 (2)無料低額宿泊所の入所者のうち、東京都外の施設に入所した人数は何人か。都心にアクセスの悪い郊外の施設に入所した理由は何か。 (3)無料低額宿泊所の入所者のうち、約3か月、約半年、約1年以内にアパート転宅、1年以上の入所者はそれぞれ何人か。また、保護費の搾取や原則個室化の状況など施設入所者からヒアリング、実態調査すべきと思うがどうか。 (4)特別区人事・厚生事務組合が運営する施設、特に宿泊所の稼働率が低いことや、居所がない状態にもかかわらず入所調整で即日入所できないことなどの改善や、自立支援センター、更生施設の完全個室化を求めてきたが、これらの改善状況についてはどうか。 (5)足立福祉事務所の近隣に家具什器を整備して即日入居できるアパートを数部屋借り上げたり、区営中央本町四丁目アパートの数部屋を活用するなど、(仮称)「誰でもシェルター」として設置し、生活支援や施設の管理運営を専門機関に委託するなどしてはどうか。 8、生活保護の自動車保有と生活保護のしおりの更新について 厚生労働省の通知、2024(令和6)年12月25日付け事務連絡『「生活保護問答集について」の一部改正について』で改善された内容や、障がい者や就労自立目的など、自動車保有が認められる要件について、生活

	32番 おぐら 修 平
行政区分	質 問 の 要 旨
	保護のしおりに追加することや、制度改正にあわせて生活保護のしおりの内容を適宜更新するよう改善してはどうか。 9、エアコン設置について 新規アパート入居等の際には設置費用が保護費から支給されるが、修理や買い替えなどは自費となる。現在、区で実施している気候変動適応対策エアコン購入費補助金は、65歳以上のみの世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯などに限られるが、生活保護世帯や低所得者世帯に対して、修理や買い替えも補助金の対象とするなど拡充すべきと思うがどうか。 10、福祉事務所の職員、研修体制の充実について (1) ケースワーカーの生活保護の研修内容について、元福祉事務所ケースワーカーで花園大学社会福祉学部の吉永純教授は、生活保護に関する行政不服審査請求の裁決や裁判の判例について学ぶべきと提言しており、生活保護の適正な運用に有効であると考えているが、これらの事例についても研修で取り入れてはどうか。 (2) 先日参加した、第16回生活保護問題議員研修会で、福祉事務所の課題として、人事異動サイクルが全国平均3年程度で異動と短いことなどが指摘されたが、当区の福祉事務所職員の人事サイクルは何年か。 (3) また、経験を積むことが出来る人事政策を。ゼネラリストだけでなくスペシャリストの育成を。と同研修会で提言されており、同様の施策を求めるがどうか。 (4) 現在、ケースワーカー1人当たりの担当は何世帯か。国ではケースワーカー1人当たり80世帯となるよう基準を定めており、これまで増員を図るよう度々議会で要望を続けてきた。速やかに増員を図るべきだと思うがどうか。 11、扶養照会の改善実績と更なる周知徹底について (1) 生活保護申請の際にネックになっている親族に援助の可否を通知する扶養照会について、当区では先進事例として生活保護申請の際の扶養義務者申告書の記載内容を改善したが、令和6年度の新規生活保護受給世帯に対して、扶養照会数と回答数、援助の実績と内訳についてはどうか。 (2) 今後も扶養照会することが保護の要件でないことや、扶養照会しない

	32番 おぐら 修 平
行 政 区 分	質 問 の 要 旨
2. 選挙管理行政	事例など、相談窓口での丁寧な周知と区ホームページや SNS 等での発信強化を求めるがどうか。 2、投票率の向上、主権者教育の更なる推進について 12、SNS、動画の更なる活用について SNS や動画配信が選挙の投票結果に大きく影響する時代となり、各政党や候補者は SNS や動画発信に力を入れている。当区では2023年の区長選・区議選で、ラップで投票を呼びかける動画がメディアで注目され話題となったが、更なる周知が必要だと考える。そこで以下、質問する。 (1)若者世代の SNS の中心である Instagram や TikTok の活用も検討してはどうか。 (2)近年は SNS のショート動画、スマホの縦型動画が主流となり、これらの対策も検討してはどうか。 (3)SNS や動画配信について、効果的な配信について若い世代にヒアリングしたり、専門家を活用するなど対策強化してはどうか。 13、期日前投票所の更なる設置と大学との連携について (1)区内大学に期日前投票所の設置に向けて、引き続き粘り強く働きかけられたいがどうか。また、大学内に選挙啓発のポスター掲示やチラシ設置、エラビ→の活用などによるイベントなど周知啓発に努めてはどうか。 (2)東武 幸手駅には改札を出た目の前の狭いスペースに期日前投票所を設置しているが、これらの事例も参考にしながら、駅前や商業施設など期日前投票所の更なる設置を求めるがどうか。 14、投票済み証の更なる工夫改善について 本年6月に施行された東京都議会議員選挙で初投票記念証を発行し、メディアで報道され注目されたが、投票済み証についても、全国の自治体でご当地ゆるキャラや御朱印風のデザイン、ポストカードなど様々な工夫がされているように、選挙の啓発に繋がるよう工夫改善してはどうか。 15、主権者教育の更なる推進に向けて、 全ての区内中学、高校で、若者団体や選管などによる出前授業、主権者教育を年間計画を立てて毎年着実に実施するよう要望するがどうか。